

令和07年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：福生市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	87.8	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	104.7	%
全職員	70.5	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	99.9	%
本庁課長相当職	97	%
本庁課長補佐相当職	99.6	%
本庁係長相当職	102.7	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	111.9	%
31～35年	96.3	%
26～30年	98.5	%
21～25年	94.5	%
16～20年	89.8	%
11～15年	92.6	%
6～10年	91.5	%
1～5年	89.5	%

【説明欄】

- ・扶養手当や住居手当について、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約8割、住居手当は約6割である。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員は、女性の割合が高く、約7割である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。